Е

矽

糖補助金事件は、

E U

0

策により砂糖産業へ交付され

はじめに

第3回 砂糖補助金

京極(田部)智子

ラジル、

タイが申立てたものである。

違反するとしてオーストラリア、 殺措置に関する協定(SCM 協定) 輸出補助金が農業協定・補助金及び相

ブ

ていないとしている。

はC糖については輸出補助金を交付し

EU はこれまで砂糖部門を手厚く保護

自身

東京大学大学院総合文化研究科

ていた。また、特恵供与により ACP の財政を逼迫させる原因ともなってき する政策を継続して行っており、

囲 (African, Caribbean and Pacific

1 事実関係及び経過 ととする。

員会の解釈について簡略に解説するこ

輸出補助金についてのパネル・上級委

も大きく関わるものであった。

本稿では、

本件における農業協定の

本件は途上国たる ACP 諸国の利害に Countries) も利益を得ていたことから、

(1)E の砂糖政策の概要

ものである。 協定に違反する②として、 れる輸出補助 Organization for Sugar) により交付さ ブラジル ・EUの砂糖共同機構 (Common 金が農業協定及びSCM 及びタイが申し立てた オーストラ

E U は、

1

9

68年に砂糖共同

は

1 6 0

万トンである。」と記

6月19日)により制定されている。 理事会規則No 1260/2001(2001 野における市場の共同機構に関する

構を設立し、その規律内容は、

砂糖

分

糖と呼ば

れ、

国内価格助成または直

要は以下のとおりである③。 問題となった EUの砂糖制度の概

れる砂 れる。 内で、特定期間における実際の生産量 ものではないが、 を基礎として各生産者に割り当てら 各EU加盟国に割り当てられ、 る)の対象である。砂糖の生産割当は、 国内価格助成及び直接輸出補助金 Bビートに区分される④。これらは、 れぞれの原料となる甜菜もAビー 便宜上、 (EC 法では払戻金 (efunds) と呼ばれ まず、 割当制度は、 糖の総生産量に制限を設ける A 糖、 域内で生産される砂糖 B糖に区分され、 A糖及び B糖 生産または輸出さ 各国 の割 Ļ は そ

域内 輸出 目標価格 輸出補助金に 充当 生産賦課金 輸出補助金 実行支持 価格 世界価格 B糖 C糖 輸出へ(輸出補助金なし) 各加盟国に割当

第1図 EU の砂糖制度の概要

当レベル以上に生産された砂糖はC

されるように規定している。

用され、 設定される介入価格は、国内市場で適 る介入メカニズム」を設定している。 の砂糖の輸入を行うEUの輸入業者 安定化のために」「砂糖の購入に関 策の目的の達成及び EU 砂糖市場 能とするため、世界市場価格と域 ての最低価格も設定されている。 設定され、Aビート、Bビートに対し によって支払われる保証最低価格とな 格との差が「輸出払戻金」によりカ 第3に、世界市場価格での輸出を 次に、EC規則では、 同様に、 ACP 諸国及びインド 割当ビートに基本価格が 一共通農業政 内価 から 1 す 可

おり、 れた。これには、 約束は、 び E C 990年の間における輸出 で、 ACP 諸国及びインドからの 1 出 ,273,500トンが上限とさ 「EC が 0) を含まない。 砂 糖についての輸 譲許表では、 4 億 9, 9 1 0 削減約束をしていな 脚注が付けら 1 9 8 6 第 4 万ユ 出 [補助金 1 部 の平 年 第 か 砂 れ \Box 及 7 2

内に

C 糖

輸出さ

提示されなければ、C糖に対し課徴金

が課せられることになる。

なお、

E U

輸出されたという証拠が一定期間 れなければならない。さらに、 輸出補助金の対象とはならず、

(2)

W T O

紛争解決手続への申立て

この 小海ばい今車件の奴結

弗 I 表 EU- 砂糖桶助金事件の経緯	
2002. 9.27	オーストラリア・ブラジルによる協議要請
2003. 3.14	タイによる協議要請
2003. 8.29	パネル設置
2004.10.15	パネル報告書
2005. 1.13	EC による上級委員会申立て
2005. 1.25	オーストラリア・ブラジル・タイによる上級
	委員会申立て
2005. 4.28	上級委員会報告書配布
2005. 5.19	DSB によるパネル・上級委員会報告書採択
2005. 6.13	EC が DSB 裁定について履行意思を表明
2005. 8. 9	履行期限についてオーストラリア・ブラジル・
	タイが協議要請
2005.10.28	DSU 第 21 条 3 項仲裁裁定 (履行期限:
	2006.5.22)
2006. 2.28	EC 規則公布

第8条に違反して約束レベルを超え が、そのような脚注の留保は農業協定 助金を供与しており、これは農業協定 相当」砂糖の輸出について直接輸出補 と、また、ECは (た補助金付きで) 金が供給されており、 には農業協定第9条1項の輸出補助 3条及び第8条に違反すること、C糖 糖の輸出を含まない」と記載している に「ACP 諸国及びインドからの砂 ·糖を輸出し続けており、農業協定第 間約束レベルを超えて補助金付きの |許されず、1995年以来、その 申 タイは、 立 玉 0) オ ECは、 ーストラリア・ 輸出されているこ 一ACP/ インド 第3条3項及び 譲許表の脚注 ブラジ る。 (3)払

則を公布している。 第21条3項に基づく仲裁が行われ、そ の後履行期限までに 勧告の実施については、DSU 件 の経過は第1表のとおりであ ECは新たな規

2 パネルの判断

(1)E 譲許表の解釈 の輸出補助金削減約束

部第2節脚注1が調和的に解釈しうる かを評価」する必要があるとし、 .補助金の約束レベルを検討するに当 ネル 「農業協定とECの譲許表第4 は、 ECの砂糖に対する輸 と等主張した。 定第3条3項及び第8条違反であるこ 第9条1項(3が適用されるもので約束 ベルを超えていることから、農業協

のように検討した (7.122) ⑤

は含まれないこと等主張した。 インド相当_ 業協定第9条1項にの要件である)「支 るものであること、C糖については、(農 てきており第3条及び第8条に合致す に対する輸出補助金はこれまで削減し で記載することを禁じておらず、 定第3条3項では削減約束を脚注の形 い」は行われていないこと、「ACP/ 一方非申立国であるECは、] 砂糖の輸出は削減約束に 農業協 砂糖

農業協定第3、8、 助金を交付してはなら」ない、 明記されている予算上の支出及び数量 品の輸出補助金の約束レベルは、 ける削減約束に従って行う場合以外に を検討することとし、第3条及び第8 に関する約束の水準を超えて、 ればならないことを明確に規定してお 及び予算上の支出の双方を譲許しなけ 定しており、第3条3項では、 輸出補助金を供与してはならないと規 条は加盟国が農業協定及び譲許表にお ていないことから、これら条項の文脈 $(7.124_137)^{\circ}$ まず、パネルは、「約束レベ 加盟国は、「[自国の譲許表…] 9条では定義され ある産 輸出補 ル とした 数量 に が

解釈の第1の目的は、当事国の れるべきであるとした。そして、 とあることから、 もので2001年以降固定されたも 協定の実施期間において削減される にある約束レベル(すなわち、 する約束レベルが、①輸出補助金の表 ルは、ECの砂糖の輸出補助金に関 許表は、農業協定第3条1項にお 的に含むかどうかについて検討した 約束レベル、という2つの要素を法 糖に関するECの譲許表脚注1にある の)、及び、② A C P / インド原産砂 「1994年のガットの不可分の (7.144_145)。パネルは、加盟国の譲 次に、譲許表の解釈について、 条約と同様に解釈さ 部 パ いて ネ

> ことから、脚注1の解釈に当たっては、 なければならない」とした(7.146 確な意味を与えるよう最大の努力をし は「意味が与えられなければならない」 の解釈原則によれば、すべての文言に の意図」を確定することであり、 条約解釈の原則を尊重し、 脚注に的

脚 注 1 が自身、 考えられること (7.175_177)、 はされておらず (7.169_174)、 するようには読めないこと、EC 許表の項目を加盟国の約束を「明確化 場合に生じるとされており、 きる、とは読めないとした(7.178 ンドから輸入された砂糖に れている約束とは「扱って」いないと が輸出補助金の上限を設定していると 農業委員会への通報によれば、 の文言の通常の意味は、ECが主張 使用してはならないとされる、とし ために使用できるが、WTO協定 及び限定化 (clarify and qualify)」する 協定と加盟国の譲許表については、 る」量の砂糖に補助金を付けて輸出 た (7.155 _ 161)。結論として、 たり(reduce or conflict)」するように 義務を「削減したり(それに)抵触し いに排他的な (mutually exclusive)」な 180.7.183)° また、 抵触については、先例に従えば、「互 の通常の意味は、ACP/イ 脚注を譲許表において特定さ 加盟国の譲許表と農業協定と 「相当す 脚 注 1 W T から、 Е 脚注 譲 0

以上より、パネルは、脚注1の通常の意味は、ACP/インド原産砂常の意味は、ACP/インド原産砂が予算上の支出の約束(4億9.910万のではなく、また、脚注1は、ECの約束レベル(1.273.500トン)及が予算上の支出の約束(4億9.910万ユーロ)を拡大・変更するものではないユーロ)を拡大・変更するものではないと判断した(7.184)。

の約束レベルの削減対象ではないが、 の約束レベルの削減対象ではないが、 がるかどうかを検討したが、WTO がるかどうかを検討したが、WTO がるかどうかを検討したが、WTO がで、ECの農業協定上 がで、7.185 _ 187)、脚注は、ECの らず(7.185 _ 187)、脚注は、ECの らず(7.185 _ 187)、脚注は、ECの らず(7.185 _ 187)、脚注は、ECの らず(7.185 _ 187)、脚注は、ECの に読むことはできないとした(7.190 に読むことはできないとした(7.190 に続むことはできないとした(7.190 191)。

脚注はそれらに抵触する内容となっている脚注は、ECの削減約束なっている脚注は、ECの削減約束からはできず、逆にそれらを削減約束からはできず、逆にそれらを削減約束からはできず、逆にそれらを削減約束からはできず、逆にそれらを削減約束からなっている脚注は、ECの削減約束なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本なければならないにもかかわらず、本

いると判断した(7.220_221)。

② 農業協定第9条1項Cの解釈

が、 での「支払い」かどうか、 助 (cross-subsidization)」という形態 定費用に充当するという「内部相互補 販売から得られる利益をC糖生産の固 用以下での販売という形の「支払い」 CビートのC糖生産者に対する生産費 さなければならない。パネルは、(a) であること、という3つの要件を満た 府の措置によって」行われているもの ものであること、③「支払い」が、「政 討した(7.251 _ 253)。 かどうか、また、(b) A糖及びB糖の い」が行われていること、②「支払い 農業協定第9条1項には、 「農産品の輸出について行われる」 について検 ① 「支払

下での販売について CビートのC糖生産者への生産費用以

か」を検討した (7.261)。まず、Cビーか」を検討した (7.261)。まず、Cビーかどうか、言い換を頭に置き、「Cビート生産者が、Cを設定することによってその適正価値を設定することによってといいでの一部を放棄したのかどうか、言い換の一部を放棄したのかどうか、言い換の一部を放棄したのかどうか、言い換がし経済的資源の移転を行ったかどうか」を検討した (7.261)。まず、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が」を検討した (7.261)。まず、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が」を検討した (7.261)。まず、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が」を検討した (7.261)。まず、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が」を検討した (7.261)。まず、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が、Cビーがよりでは、カナダ・乳製品輸出補助が、Cビーがよりによりできる。

と判断した(7.269_270)。 と判断した(7.269_270)。

C糖は輸出されなければならないこと CビートはC糖生産にしか使われず、 とは、「輸出を行うことを条件にした」 出」に係るものである(7.276_277) 生産者にしか支払われず、それは「輸 いは、「輸出」に係るものであり、Cビー 生産コスト以下の販売の形態での支払 から、СビートのC糖生産者に対する 重要であり (7.273_275)、パネルは、 支払いが輸出に基づくものかどうかが ものである必要はなく、問題とされる 払い」が輸出を条件としているかどう 以下での販売を通した「現物による支 トの割引という形態の支払いは、C糖 かを検討した。「輸出に係る」支払い 次にパネルは、Cビートの生産費用

判断した (7.279)。
判断した (7.279)。
とおける「輸出」に係るものである」とおける「輸出」に係るものである」とおける「輸出」に係るものである」といい。
による
による
による
に持る
に対する
を著による
に対する
に対する

とした。

い」が「政府の措置による」ものかど最後にパネルは、「現物による支払

ける、 ネルはまず、カナダ・乳製品輸出補助 と、また、ECは、 うかを検討した。この問題につき、パ 行われる支払いを受けている」とした は、農業協定第9条1項Cの意味にお の移転を行うのに不可欠であること 税者からA糖及びB糖生産者、また、 り、この政府の行為は、消費者及び納 を行うインセンティブを与えているこ または割当に対する価格以上の価格を 者に対し、Cビートについて平均価格 Aビート及びBビート生産者へと資源 支払うことにより、 ついては、C糖生産者が、ビート生産 員会報告を参照し、問題となる措置に 金事件履行確認手続 (7.283_291) に言及し、「C糖生産者 砂糖の価格と供給を管理してお 政府の措置による輸出について 割当を超える生産 国内市場におい (1回目) 上

内部相互補助について

3つの要素を検討した (7.194)。 て、パネルは農業協定第9条1項(c)のいて行われる支払いかどうかについ補助が、政府の措置によって輸出についてによって輸出についてによって輸出についる。

の価格はその生産費用をカバーしてい会報告を参照し、データによればC糖事件履行確認手続(1回目)上級委員パネルは、カナダ・乳製品輸出補助金まず、「支払い」の存在について、

とした (7.301_302)。 パネルは、 構成すると判断した (7.303_310)。 述べ、したがって、この内部相互補助 費用以下で輸出することを可能として 費用が何らかの形で資金手当てされて 総生産費用以下で販売され、 を可能とする利益が与えられていると 総生産費用以下でのC糖の生産・輸出 糖制度では、 われている限りにおいて、ECの砂 用がA糖及びB糖の販売利益から支払 ラインであり、A、B、C糖の固定費 いること、A、B、C糖は同一の生産 して糖を平均変動費用以上平均総生産 よって砂糖生産者は固定費用をカバー 糖及びB糖の高い管理国内市場価格に 上で販売される場合には利益が生じる いるにもかかわらず、平均変動費用以 ないことを指摘し、また、C糖が平均 財源の移転の形での「支払い」を 域内の砂糖生産者に対し その固定

にかかる高価格を含む EC 砂糖制度にかかる高価格を含む EC 砂糖制度の運用における様々な措置の累積的効販売を可能としているものであり、A 販売を可能としているものであり、A 財態による、農業協定第9条1項(c)のら、C 糖の輸出生産への財源の移転のら、C 糖の輸出生産への財源の移転のら、C 糖の輸出生産への財源の移転の方。 C 糖の輸出生産への財源の移転の方。 C 糖の輸出生産への財源の移転の方。 C 糖の輸出生産への財源の移転の方。 C 糖の輸出生産への財源の移転の方。 C 糖の輸出生産への財源の移転の産業協定の表している。 C (7.314)。

て行われているかどうかについては、また、この支払いが「輸出」につい

助成の通常の限界を破るインセンティ 出 れ のようなことを可能としているとした 供給及び価格設定を管理することでそ とし、ECの政府の措置は、 分をカバーし輸出を可能としている、 C糖の輸出者がその生産費用の相当部 格及びA糖及びB糖割当の運用により、 ブを与えており、国内消費者への高価 生産者にその割当を充足するために輸 のかどうかについては、ECの制度は、 に、支払いが「政府の措置による」も れる支払いであるとした (7.322)。 さら 補助は、当該産品の輸出について行わ は輸出されなければならないこととさ $(7.326 _ 331)^{\circ}$ ネルは、これまでの分析から、C糖 用砂糖の生産を促進することで国内 ていることから、C糖への支払い・ 国内砂糖

判断した。 判断した。 判断した。

3 上級委員会の判断

(1) EC 譲許表の解釈

ECは、パネルの脚注及び農業協定パネルの譲許表の解釈について

い(165)と主張した。 国の譲許表に優越するという規定はなの解釈は誤りであり、農業協定が加盟

について判断を行っている。盟国の譲許表と農業協定の関係の3点の解釈②脚注と農業協定の整合性③加これに対し、上級委員会は、①脚注

脚注の解釈について

下のように要約した。すなわちEC ンまたは実際の ACP/インドから と及びそのような補助金を160万ト れることを意味していると主張した。 ンのどちらか少ない方の量に制限さ からの実際の輸入量または160万ト 該砂糖の輸出量は、ACP/インド ていないことを意味し、第2文は、 出について、輸出補助金削減約束をし 第1の要素であり、脚注は、輸出補助 出及び量の約束は、輸出補助金約束の 注の意味について、ECの主張を以 される(166-168)と述べた後、 は、条約法条約の条約解釈規則が適用 ける輸出 金を160万トンまで追加で出せるこ ECによれば、脚注1は、 インドからの輸入に相当する砂糖の輸 金約束の第2の要素を構成すると主張 一部であり、 し、また、脚注の第1文は、ACP 譲許表における砂糖の予算上の支 .補助金削減約束はガットの 級委員会は、農業協定にお 脚注の解釈に当たって 輸出補助 当

> う (169)。 う (169)。

-180)、脚注の意味が、 ドからの実際の輸入量または160 とは読めないとし (174)、ACP/イ するという EC の約束を示している の砂糖の輸出への補助に限定されると トンのどちらか少ない方に相当する量 の主張には説得力はないとして(175 砂糖であるかどうかについては、EC ンド原産砂糖が ACP/ インド相当 (plain reading) によれば、ACP/イ 級委員会は、 ないとした(181-188) いうECの約束であるとは考えら ンド原産砂糖の輸出への補助金を制 このようなECの主張に対し、 脚注の単純な読み方 ACP/イン 上

脚注と農業協定との整合性について

ついて、第9条1項に掲げられた輸出項は「予算上の支出及び数量」双方にを認めたとしても、農業協定第3条3スとした輸出補助金を限定するもの)スとした輸出補助金を限定するもの)また、上級委員会は、ECの主張(脚また、上級委員会は、ECの主張(脚

脚注は、 束レベルを達成していないことから、 の支出及び数量の双方で、規定する約 と判断した。また、ECは、予算上 ことから、第3条3項違反である(200) 補助金に関する約束を特定するもので 脚注ではそれがなされていない 第9条1項に違反する (203

加盟国の譲許表と農業協定の関係について

条項が優先する(222)とした。 はない(217-220)と述べた。また、 に譲許表に定めることを認めるもので とは明確であるとし(216)、 協定に合致していなければならないこ 盟国の譲許表に特定された約束が農業 禁止されていることから、農業協定及 に約束した以外の輸出補助金の供与は 定第21条により、脚注より農業協定の ガットの不可分の一部であり、農業協 ECの譲許表の一部である脚注は、 におけるどのような条項も、 び譲許表双方の遵守は義務であり、 て、 上級委員会は、農業協定第8条にお 加盟国は、農業協定及び譲許表 協定上の義務から逸脱するよう 農業協定 加盟国に 加

ず、農業協定第3条3項違反、②また、 と仮定したとしても、 支出及び数量に関する約束を含ま 念に対する制限を意味する約束だ ACP / インド相当砂糖の輸出補 以上より、上級委員会は、 脚注は予算上 ① 脚注

> た から、第8条にも違反する、と判断し 条3項及び第9条1項違反であること は、第9条1項違反、③さらに、第3 減対象とされていないことから、脚注 ACP/インド相当砂糖の輸出が削 $(224 - 226)^{\circ}$

(2)農業協定第9条1項での解釈

関係 (demonstrable link) がある必要

かの結びつき (nexus) または明白な

がある (233-237)

CビートのC糖生産者への生産コスト以 下での販売という形態の支払いについて

による」もの」であるという判断は誤 た (230-232)。 を可能にしているに過ぎないと主張し 生産者が資金調達し支払いを行うこと りであり、政府の措置は、単にビート いう形態の「支払い」が「政府の措置 ECは、 パネルの「C糖の販売と

釈されると述べた。すなわち、 ナダ・乳製品輸出補助金事件の上級委 て行われる」という文言について、カ 委員会は、まず、「政府の措置によっ 員会報告を参照して、以下のように解 こうしたECの主張に対し、 上級

第9条1項には、政府の措置の種類に 行われるような財政的資源が供給さ ス」を指すが、 れる「メカニズム」または「プロセ 「行われる(financed)」は、支払いが や指示(direction)を含む必要はない。 た、政府の措置は政府の命令 (mandate) ついては何ら限定をしていない。ま 政府それ自身が支払

供給の相当部分において政府の措置 する必要はなく、支払いは民間団体 の措置と支払いの供給との間に何ら それ自身を含んでいなくても、 「によって(by virtue of)」は、 によって調達されてもよい。 いを行うために生産者に資源を供給

資金

よって行われる」支払いであるとした パネルの判断を支持した(250)。 9条1項にの意味での「政府の措置に の低価格販売の形態での支払いは、 級委員会は、Cビートの砂糖生産者へ の主張は却下する (239) と述べ、上 う直接の関連を示すものであり、EC 度はCビートの原価割れ販売が政府の 措置によって資金供給されているとい 実認定を勘案すれば、ECの砂糖制 そして、上級委員会は、パネルの事 第

内部相互補助について

パネルの判断は誤りであると主張した 行われる」ものではない、ことから、 び輸出を要求されていないことから、 ではないことから、「支払い」を構成 砂糖生産者への「資源の移転」ではな しない、②砂糖生産者はC糖の生産及 く、また、生産者に利益を与えるもの 「支払い」は、C糖の「輸出について ECは、 ①「内部相互補助」は、

 $(253 - 254)^{\circ}$

1 ②「支払い」が「輸出について」行わ れているか、の2点について検討した。 部相互補助」が「支払い」を構成するか、 これについて、上級委員会は、① 「内部相互補助」が 「支払い」 を構

政府

成するか

ないとした (268-269)。 - 267)、また、第9条1項()は、「利 益の存在について独立の検討」を要し 在」を必ずしも必要としないとし (261 支払い」は、「2つの別個の団体の存 上級委員会は、ECの主張を斥け、

源の移転という形態により、 生じる内部相互補助を通じて財政的資 というパネルの判断を支持した(270)。 よって行われる支払い」を受けている」 項心の意味における「政府の措置に の生産は、 結論として、上級委員会は、「Ci EC砂糖制度の運用から 第9条1

れているか 「支払い」 が 「輸出について」行わ

出について」という意味は、 級委員会は、パネルの言うように、「輸 これは、輸出を条件とするという意味 であると主張したが(272-273)、上 い」という文言を誤って解釈しており、 「農産品の輸出について行われる支払 ECは、パネルが第9条1項に 輸出

ネルの見解に同意し、C糖が輸出され て行われる支払い」であるとした(274 補助」による支払いは、「輸出につい なければならないこと及び「内部相互 に「関連して」いればよいとして、 「条件とし」ている必要はなく、 パ

9条1項(の意味における「輸出につ ネルの判断を支持した(278)。 いて」行われるものである」というパ るC糖生産への支払いは、農業協定第 を通じた財政的資源の移転の形態によ 糖制度の運用から生じる内部相互補助 以上より、 上級委員会は、 E C 砂

4 本事件の意義

(1)本事件のその後

得減少の補償のためのデカップル型直 が実施されることとなった。本改革で 規則が採択され、正式に砂糖制度改革 された6。2006年2月には新理事会 から新制度を施行していくことも提案 の期間満了を待つことなく2005年 を含む制度改革案を提案し、 持価格の引下げ、クォータの削減など 2004年7月には EU 委員会が、支 内部での批判も多く出てきてお における判断を待つまでもなく、 EUの砂糖制度については、 支持価格の引下げとそれに伴う所 A糖・B糖の生産割 当該制度 W T O E ŋ

> K となった®。 おいて恩恵を受けていた ACP 諸国 が行われたの。また、これまでの制度に 当を統合し新たな割当制度への移行等 ついては、 支援措置が行われること

(2)本事件の意義

狭め明確にしたと考えられる®。 ことにより、それまでの判例の範囲を ることに重点を置き、補助金と輸出と れなけれならない「制度」になってい 較的広い解釈となっていた。本件にお もって輸出補助金が存在するという比 なったことがあげられよう。この条項 行われる支払い」の意味がより明確に 農産物の輸出について (on the export) 第9条1項にの「政府の措置によって の間の緊密な関係を必要とするという 輸出販売と単なる国内助成の存在で 述べることがなかったため、 れる際の要件についてはあまり明確に は問題となった措置の下で輸出が行わ 金事件でも問題とされたが、 については、カナダ・乳製品輸出補助 いては、上級委員会は、C糖が輸出さ 本事件については、まず、 原価割れ 同事件で 農業協定

許 の交渉の結果として作成された譲許表 定 の不可分の一体とされ、農業協定の規 また、譲許表の解釈については、 かになっている。 が譲許表の内容に優越することが明 表における約束は1994年ガット すなわち、 譲

いということである回 であっても、 農業協定の義務を免れな

(1) は「欧州連合(European Union)」というEC/EU については、現在一般的に 表現を用いることとする。 WTOの文脈においては「EC」という 員会報告書では一貫して「EC」が用 ての資格を有しており、パネル・上級委 Communities"という名称で加盟国とし においては EU そのものが "European 呼び方が定着しているが、WTOの文脈 いられていることから、本稿においても

② SCM 協定については、パネルにお 事実がパネルにおいて認定されていない 協定について判断するのに必要な十分な らず、上級委員会においてはそれが誤り は訴訟経済の観点から判断は下されてお であるとされたが、上級委員会は SCM

(2003)参照。また、第1図も参照の3制度の概要について、農畜産業振興機構

の需給調整と砂糖の価格安定を目的とし4) EUの砂糖制度においては、域内の砂糖 ⑤以下本稿の()内の番号は、パネル報告書 削減のために規模拡大を図りたい生産者の 当をあわせたものが各国の最大割当数量で は便宜的なもので、A糖割当は国内消費量 て生産された砂糖がC糖とされる。 あり、本文で後述するように、これを超え ために利用されている。A糖割当とB糖割 たものだが、その後、余剰生産分を補助金 割当は当初不作の際の保険として設定され に対する比率として設定されている。B糖 の水準を反映した量、B糖割当はA糖割当 いる。割当制度におけるA糖、B糖の区分 つきで輸出することも念頭においてコスト て、生産割当制度による生産制限を行って

または上級委員会報告書におけるパラグ

(7)是永(2007)、農畜産業振興機構(2009)

ことから検討を行っていない。 いて

事情(1)~砂糖制度改革とその影響について農畜産業振興機構(2009)「EUの糖業 (2009・7・9 アクセス)。 sugar.lin.go.jp/world/about/about0905a.htm ~(砂糖類情報(2009年5月)」http://

Conconi, Paola (2008) "Comment: EC- Export Trade Review 7. Project on the Case Law of the WTO," World Subsidies on Sugar: Prepared for the ALI

Joekman, Bernard and Robert Howse (2008"EC Sugar," World Trade Review 7.

Commentary (online) (DSC), http://www

European Communities – Export Subsidies on Sugar (WT/DS265, 266, 283/R, WT/DS265

|参考・引用文献|

業調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業競争力」『平成16年度欧州アフリカ地域食料農小林弘明(2005)「EU の砂糖政策と輸出

情報調査分析検討事業報告書』、国際農林業協革とその影響」『平成18年度欧州地域食料農業是永東彦(2007)「EU 共通砂糖政策の改 力・交流協会。

清水章雄 (2005)「EC の砂糖に対する輸出 補助金」『ガット・WTOの紛争処理に関す る調査報告書XV』、 公正貿易センター。

農畜産業振興機構(1999)「EU砂糖制度 清水章雄 (2006) 「EC の砂糖の輸出に対す る補助金」『ガット・WTOの紛争処理に関 する調査報告書XVI』、公正貿易センター。

農畜産業振興機構(2003)「EUの 度の概要(砂糖類情報:2003年10月)J展畜産業振興機構(2003)「EUの砂糖制 等の概要について(砂糖類情報:1999 http://sugar.lin.go.jp/world/lmc/0310eu.htm 年 5 月)」http://sugar.lin.go.jp/world/lmc/ (2009・7・9 アクセス)。 jk_9905c.htm (2009・7・9 アクセス)。

World Trade Law. net Dispute Settlement worldtradelaw.net/(2009·7・9 アクセス

WTO 報告書)